

## 地域生活支援拠点等事業加算説明資料

## 【相談機能の強化】

## 1 『地域生活支援拠点等相談強化加算』 700 単位

- (1) 運営規程において、「地域生活支援拠点等の機能を担う事業者」であることを定めていることが必要。
- (2) 小金井市地域生活支援拠点等事業登録事業者（指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者）（以下「登録事業者」という。）が、緊急の支援等が必要な事態が生じた者が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に「当該支援者の必要な情報の提供」及び「当該短期入所の利用に関する調整（サービス計画案の作成等を含む。）」を行った場合→1人につき、1月4回を限度として、加算する。

ただし、当該支援者に地域定着サービス費を算定する場合は、本加算は算定できない。

## 【地域の体制づくりの機能の強化】

## 2 『地域体制強化共同支援加算』 2,000 単位

- (1) 運営規程において、「地域生活支援拠点等の機能を担う事業者」であることを定めていることが必要。
  - (2) 支援が困難な対象者に対して、登録事業者の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討する。
  - (3) 登録事業者の相談支援専門員が、対象者の同意を得て、当該対象者等に対して、福祉サービス等を提供する事業者のうち、いずれか3者以上と共同して、「在宅での療養上必要な説明及び指導」を行う。
  - (4) 登録事業者は、自立支援協議会に対して、文書により当該説明及び指導の内容等を報告する。
  - (5) 登録事業者において、対象者1人につき、1月に1回を限度として加算する。
- ※ その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、登録事業者が負担することが望ましいとされています。
- ※ (2)の会議を行った場合は、内容等を記録し、5年間保存する。